[廃棄物焼却炉]　平成２９（２０１７）年度

富士工場(吉永)

１　施設名称：　4号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第１２条の７の２第１項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	324	440	423	292	604	491	699	473	441	446	487		5,122
木くず	t／月	20	21	23	23	8	10	6	9	6	5	29		160
紙くず	t／月	1,044	1,104	715	1,134	1,082	895	886	957	952	723	923		10,416
廃プラ	t／月	846	825	561	708	765	635	623	807	684	728	819		8,002
その他	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
合計	t／月	2,234	2,390	1,722	2,158	2,459	2,032	2,215	2,247	2,083	1,902	2,258	0	23,700

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/６か月以上）【規則第１２条の７の２第１項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4月7日	6月23日	8月31日	9月14日	11月27日	12月12日	1月17日					
	結果の得られた日		4月10日	6月28日	9月5日	9月20日	12月2日	12月18日	1月23日					
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	141以下	ppm	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5	0.5未満					
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.01未満	-	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満					
窒素酸化物	250以下	ppm	-	-	-	58	-	-	66					
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.4	3.2	1.2	1.3	1.1未満	1.3未満	1.0未満					

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日													
	結果の得られた日													
	基準値	単位	測定結果											
	1.0以下	ng-TEQ/Nm3												

[廃棄物焼却炉]　平成２９（２０１７）年度

富士工場(吉永)

１　施設名称：　5号焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第１２条の７の２第１項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	10,147	10,227	5,521	9,273	12,410	10,795	11,095	11,486	11,060	9,988	8,752		110,755
木くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
合計	t／月	10,147	10,227	5,521	9,273	12,410	10,795	11,095	11,486	11,060	9,988	8,752	0	110,755

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ハ】

設備（場所）	・ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ下部ﾎｯﾊﾟｰより		
除去した日	連続抜出		

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/６か月以上）【規則第１２条の７の２第１項二】

ばい煙（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		4月6日	5月15日	6月23日	7月14日	8月18日	9月8日	10月5日	11月7日	1月16日			
	結果の得られた日		4月10日	5月16日	6月28日	7月19日	8月22日	9月14日	10月10日	11月11日	1月22日			
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	108.1以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満			
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	0.02	-	0.01未満	0.01未満			
窒素酸化物	250以下	ppm	38	-	31	-	25	46	-	51	47			
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.2	-	2.4	-	0.8未満	0.8未満	-	0.9未満	0.9未満			

ダイオキシン類（測定位置：煙突入口）	排ガス採取日		8月28日											
	結果の得られた日		10月5日											
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0.0096											